

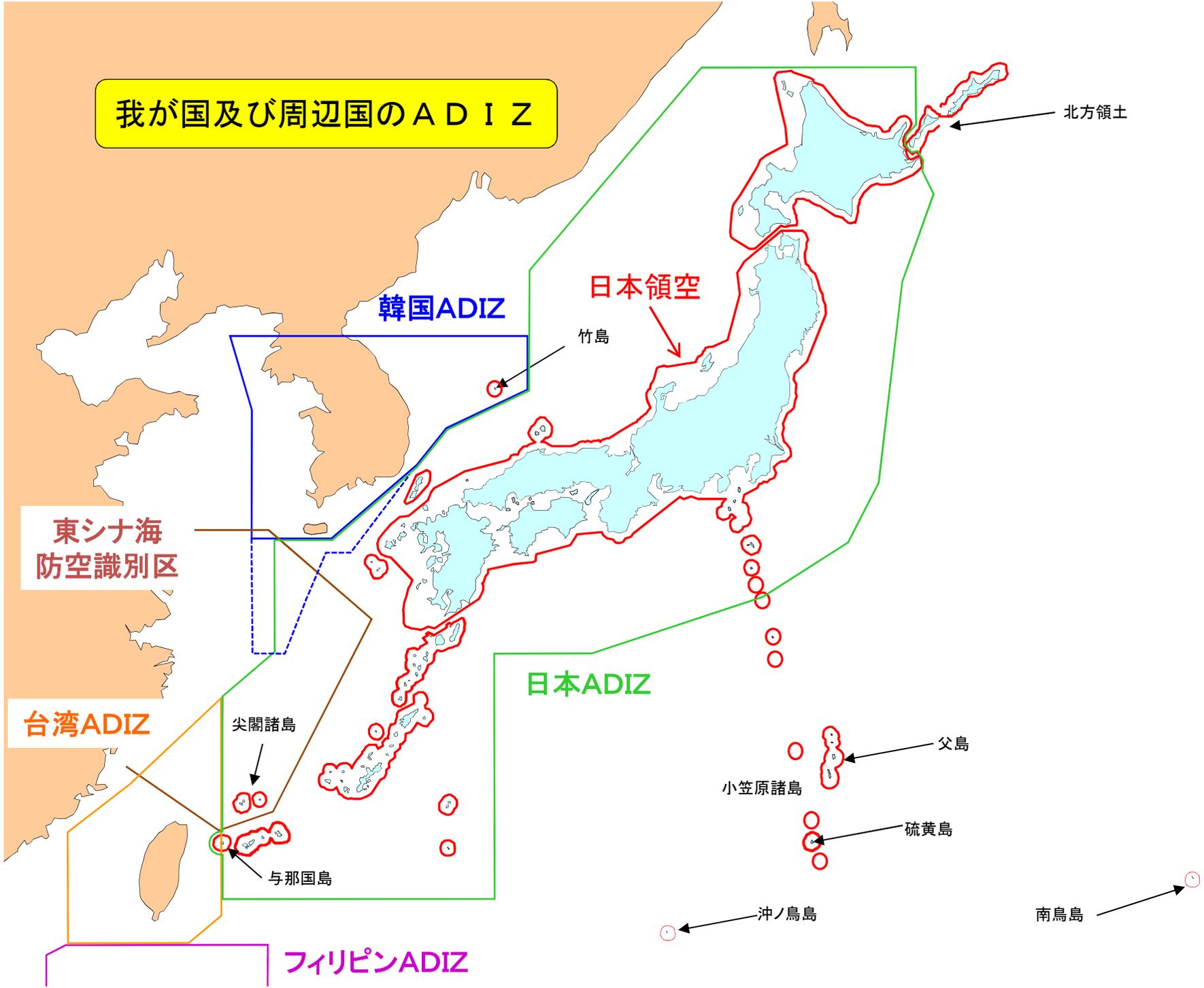
防衛省・自衛隊の警戒監視態勢について

平成26年11月
防 衛 省

警戒監視活動

- 海上自衛隊は、P-3C哨戒機により、北海道の周辺海域、日本海並びに東シナ海を航行する船舶などの状況を、それぞれの海域において監視している。
航空自衛隊においても、レーダーサイトによる常時監視を実施している。
- さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機等を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、我が国周辺における事態への即応態勢を維持している。

我が国及び周辺国のADIZ



硫黄島基地の概要

海上自衛隊

【所在部隊】

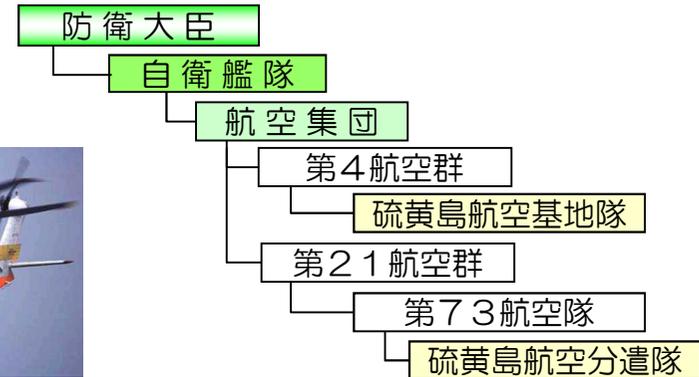
- 硫黄島航空基地隊(約210名)
- 硫黄島航空分遣隊(約 60名) 等

【主要装備】

- 救難ヘリコプター(UH-60J) × 数機

【任 務】

- 航空基地施設の維持及び飛来する航空機に対する航空管制・給油・救難 等



航空自衛隊

【所在部隊】

- 硫黄島基地隊(約110名)

【主要装備】

- 空域監視レーダー(飛行訓練用)

【任 務】

- 硫黄島における飛行訓練の統制・監視・支援 等



その他(施設)

- 主滑走路 : 2, 650m × 60m

- 平行誘導路: 2, 650m × 30m

(主滑走路閉鎖時の緊急用滑走路)

南鳥島基地の概要

所在地・施設

【所在地】

東京都小笠原村南鳥島
北緯：24度17分
東経：153度59分
周囲：約6キロメートル
面積：約1.5平方キロメートル

【施設】

滑走路：1,371m×45m



南鳥島



所在部隊の概要

【所在部隊】

海上自衛隊 南鳥島航空派遣隊

【定員】

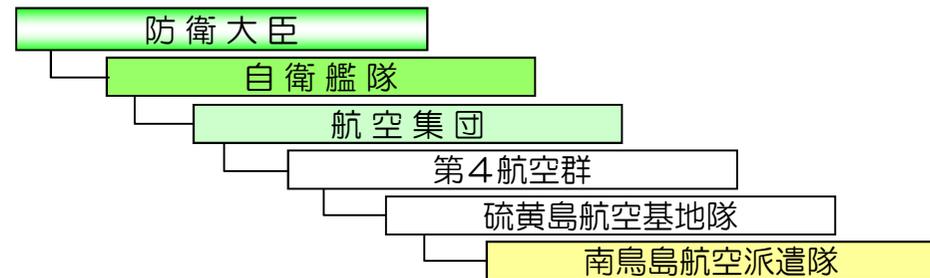
約10名

【任務】

飛行場及び関連施設の維持管理
飛来する航空機に対する支援 等

【沿革】

S43 小笠原返還に合わせ、硫黄島航空基地分遣隊の隷下に南鳥島航空派遣隊を編成
H 4 硫黄島航空基地隊の隷下に編入



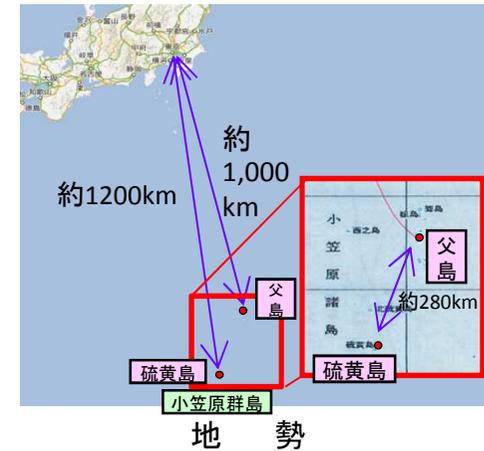
※人員は、25年度末の予算上の定員(事務官等含む。)である。

父島基地の概要

所在地・施設

【所在地】

東京都小笠原村父島
北緯： 27度4分
東経：142度13分
面積：約23平方キロメートル



所在部隊の概要

【所在部隊】

海上自衛隊 父島基地分遣隊

【定員】

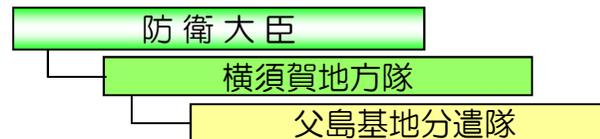
約20名

【任務】

基地の警備及び管理
艦船及び航空機に対する支援 等

【沿革】

S43 小笠原返還に合わせ、横須賀地方隊の隷下に父島基地分遣隊を編成



參考資料

海上警備行動

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第82条	○ 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	防衛大臣 〔内閣総理大臣の承認(閣議決定)〕

武器使用権限

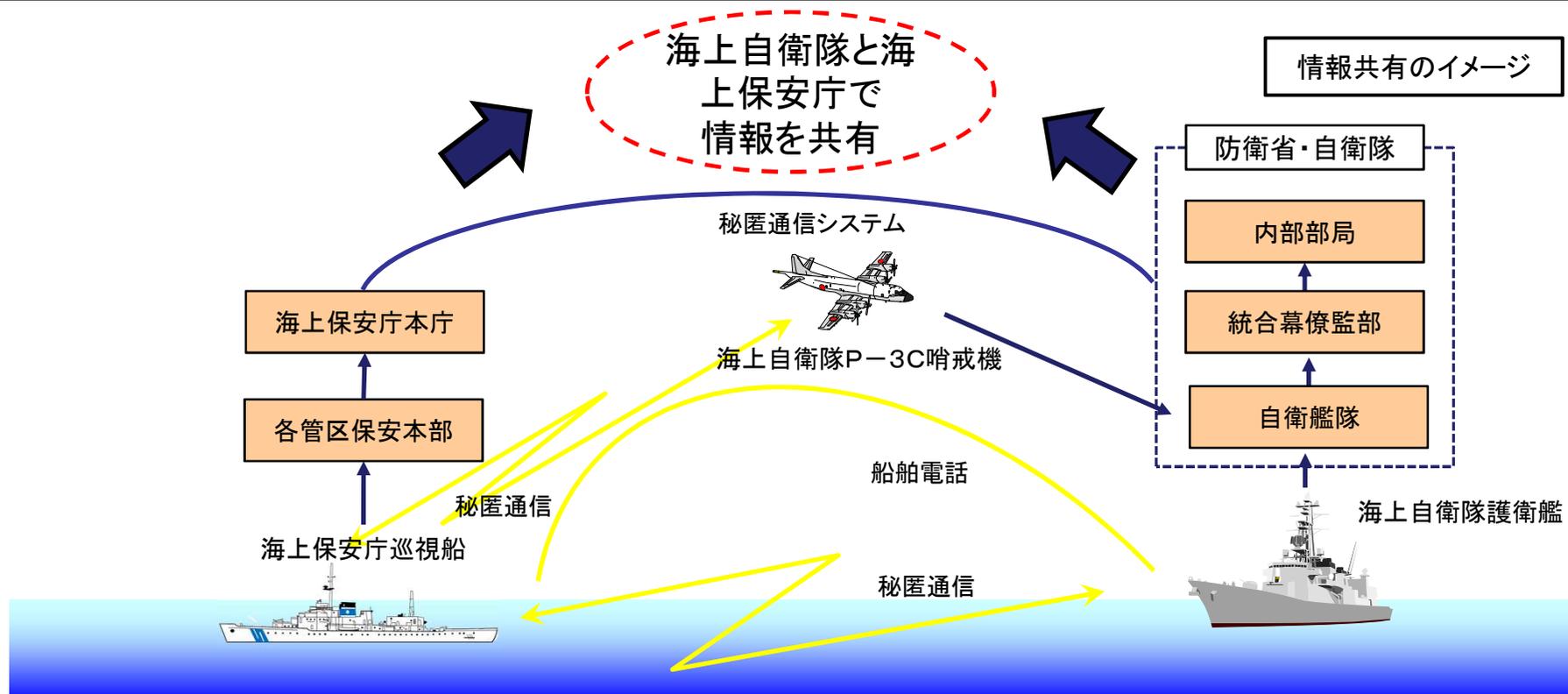
	武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
(警職法第7条の準用) 自衛隊法第93条	<p>自己又は他人の防護</p> <p>公務執行に対する抵抗の抑止</p>	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	<p>正当防衛又は緊急避難</p> <p>兇悪犯罪の犯人が、職務執行に対して抵抗し、これを防ぐのに他に手段がない場合</p>
(海保法第20条第2項の準用) 自衛隊法第93条	我が国の領海内において、停船命令に従わず無害通航でない航行を継続する外国船舶(軍艦・公船等を除く)に対する強制的な停船措置		なし ※武器使用の要件及び限度を満たしていれば、人に危害を加えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価され、違法性が阻却される

主な自衛隊の行動

行動等	国際緊急援助活動等 (平成4年6月)	国際平和協力業務 (平成4年6月)	在外邦人等輸送 (平成6年11月)	警戒監視活動	領空侵犯に対する措置 (昭和29年7月)	治安出動下令前 に行う情報収集 (平成13年11月)	海上警備行動 (昭和29年7月)	警護出動 (平成13年11月)	治安出動 (昭和29年7月)	防衛出動 (昭和29年7月)
根拠	自衛隊法 第84条の4第2項 国際緊急援助隊の 派遣に関する法律	自衛隊法 第84条の4第2項 国際連合平和維持活 動等に対する協力に 関する法律	自衛隊法 第84条の3	防衛省設置法 第4条第18号	自衛隊法 第84条	自衛隊法 第79条の2	自衛隊法 第82条	自衛隊法第81条の2	自衛隊法 第78条	自衛隊法 第76条
要件等	海外の地域において大規模な災害が発生した際に、被災国政府等の要請がある場合	国際平和協力業務を実施することが適当と認められる場合であって、PKO参加5原則(※)を満たしている場合 (※) ①停戦合意 ②受入同意 ③中立的立場 ④(上記原則が満たされない場合)即時撤収 ⑤必要最小限の武器使用	外国における緊急事態に際して、外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼がある場合		外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資するため特別の情報収集を行うため特別の必要があると認めるとき	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	本邦内の自衛隊施設又は在日米軍施設・区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家・他人にこれを強要し、又は社会に不安・恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合
命令権者	防衛大臣 (外務大臣との協議)	防衛大臣 (実施計画の閣議決定) ※本体業務実施の場合は国会承認が必要	防衛大臣 (輸送の安全について外務大臣と協議)	防衛大臣	防衛大臣	防衛大臣 (国家公安委員会との協議・内閣総理大臣の承認(閣議決定))	防衛大臣 (内閣総理大臣の承認(閣議決定))	内閣総理大臣 (閣議決定・関係都道府県知事の意見聴取・防衛大臣との協議)	内閣総理大臣 (閣議決定・国会承認)	内閣総理大臣 (閣議決定・国会承認)
武器使用権限	—	○自己・自己と共に現場に所在する隊員・国際平和協力隊員・自己の管理の下に入った者の生命・身体の防衛のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合における武器の使用	○自己・自己と共に当該職務に従事する隊員・自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合における武器使用	○自衛隊の武器等を防護するため、合理的と判断される限度での武器の使用(自衛隊法第95条)	○正当防衛・緊急避難に該当する場合における武器の使用	○自己・自己と共に当該職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合における武器の使用	○警職法第7条の準用 ○海上保安庁法第20条第2項の準用(外国船舶(軍艦等を除く)を停止させるための武器の使用) [平成13年11月追加]	○警職法第7条の準用 ○職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認められる相当の理由がある場合における武器の使用	○警職法第7条の準用 ○自衛隊部隊が防護する重要施設に攻撃が加えられる場合、騒ぎようなどの場合、殺傷力の高い武器を所持した作業員などが我が国に侵入する場合[平成13年11月追加]等における武器の使用	○我が国を防衛するため、必要な武力を行使 ○必要に応じ、公共の秩序維持のため行動(治安出動・海上警備行動時の武器使用権限を準用)

自衛隊と海上保安庁の情報共有について

- 海上自衛隊では、P-3C等により尖閣諸島を含む我が国周辺海域を航行する船舶の状況を監視しており、諸外国軍艦艇はもとより、我が国の排他的経済水域において海洋観測等を行う船舶や尖閣諸島に向かう公船など、**各種船舶の位置情報を入手**。
- 当該位置情報のうち、必要なものについては、P-3C等から**秘匿可能な無線通信機材等により海保の巡視船に伝達**するなど、**現場における適時適切な情報共有を実施**。
- また、**防衛省本省等と海上保安庁本庁との間では、秘匿可能なデータ通信システムが整備**されており、自衛隊及び海上保安庁が探知した**船舶の位置情報等を中央レベルにおいても適時適切に共有**。



固定翼哨戒機の配備状況(25年度末)



P-3C 固定翼哨戒機

第2航空群
P-3C × 約20機

第4航空群
第51航空隊
P-3C × 約10機
P-1 × 7機

下総教育航空群
P-3C × 約10機

第5航空群
P-3C × 約20機

第1航空群
P-3C × 約20機



P-1 固定翼哨戒機

固定翼哨戒機の全保有機数 : 80機

※ 機数は25年度末(教育用含む)

※ 部隊毎の配備機数は四捨五入した値 10

航空警戒管制部隊(25年度末)

種類	配備数	配備開始時期
20 FPS-20・6	4	1959年
2 FPS-2	7	1979年
3 FPS-3改	7	1991年
4 FPS-4	6	2001年
5 FPS-5	4	2009年
7 FPS-7	-	-

FPS-5

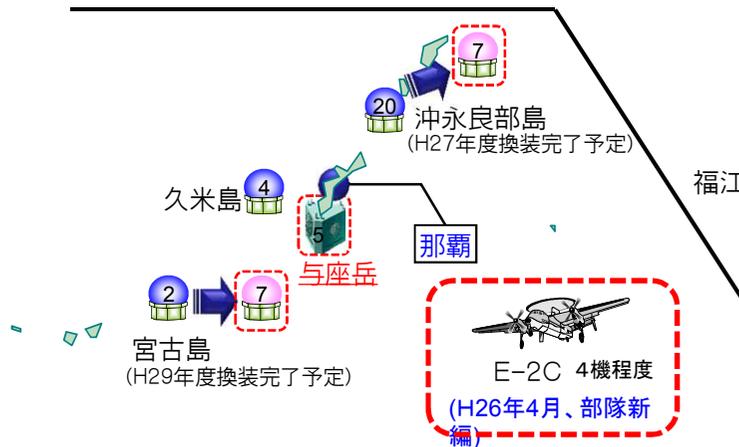


E-2C :約10機
E-767:4機
(部隊配備数)

E-2C



E-767



E-767
4機

艦載型映像伝送装置

艦艇等が採取した現場の映像を、**リアルタイムの鮮明な映像**として上級司令部に伝送することが可能。

艦載型映像伝送装置の運用イメージ

